

## 損害賠償問題

弁護士 小林克信

### 第1 損害賠償請求の三つの方法

①東電への直接請求（加害者が示す被害賠償）

②裁判所への訴訟の提起（時間、労力の負担）

③原子力損害賠償紛争解決センターへの和解申立

→原発被災者弁護団では③の原紛センターを出来る限り活用する。

③の集団申立を推進：地域まるごとの被害。

2012年7月長泥地区（51世帯、199人）

2013年1月蕨平地区（30世帯、101人）

③の限界の見極めも必要→②の訴訟も視野に。

### 第2 具体的な損害賠償の内容

#### 1 損害賠償理論の再検討

損害賠償の原点＝原状回復（事故前の生活状態の回復）から考える。

→事故により新たに加わった負担はすべて賠償されるべき。

#### 2 長泥地区の具体的な損害賠償請求の内容

##### （1）被ばくによる健康不安に対する慰謝料（他の地域との違い）

- ・被ばくの実態
- ・4月22日に計画的避難地域の指定
- ・低線量被ばくの不安
- ・東電の主張：低線量被ばくは精神的損害を基礎づけるものではない
  - ① 100ミリシーベルト以下では、発ガンリスクの増加が科学的に証明されていない。
  - ② 福島県の「県民健康管理調査」の事故後4ヶ月間の累積外部被ばく線量は、20ミリシーベルトを下回る。
  - ③ 内部被ばくも福島県のホールボディカウンター測定では、預託実効線量は、ほとんどが1ミリシーベルト未満。
  - ④ 3月15日から17日の間、飯舘村を離れていた人がいる。

##### （2）不動産の賠償

- ・事故前と同等の生活の確保（避難から安住の場所の確保）
- ・東電の主張：「本件事故発生直前の価値」（時価）

→古い建物は時価が低い。→代替建物の取得が困難。

- ア、建物：①固定資産税評価額に建物係数を掛けて時価を算出  
又は (試算例 562万円)  
②建物床面積に建物着工統計に基づく平均新築単価を  
乗じて時価を算定 (試算例 1298万円)  
←代替建物を取得できる価格とすべき。  
損失補償基準に準じた算定をすべき (ダムと原発)  
(試算例 3500万円)

イ、土地：(試算例 面積約1000㎡で250万円)

←代替の土地、建物を取得することが困難で生活の再建  
ができない。

避難場所の福島市内での平均的な土地・建物が取得で  
きるような賠償をすべき

平均面積241㎡ 福島市内の地価 47,159円/㎡  
 $241\text{㎡} \times 47,159\text{円} = 1139万5319\text{円}$

(3) コミュニティの破壊について

(4) 家財道具の財物賠償 (家財保険)

(5) 農機具の財物賠償 (中古市場が確立していない)

(6) 食費の増加分、水道光熱費の増加分等

以上